

婦人関係シリーズ

国際資料 No. 60

世界における
婦人の政治的権利

労働省婦人少年局

埼玉県浦和市岸町5ノ101 電話浦和4,273番

埼玉婦人少年室

国連婦人の地位委員会第15回会議(1961年3月)に提出された婦人の政治的権利に関する事務総長報告書(A4407)から、各国の婦人参政権獲得状況についてとりまとめた部分分を、ここに訳出しました。世界における婦人参政権の現状とその獲得の経緯を知る上の参考資料としてお役に立てば幸と存じます。

昭和36年8月

労働省婦人少年局

目 次

表1. 婦人がすべての選挙に選挙権をもち男子と同等の被選挙権を有する国(76カ国)	2
表2. 婦人の選挙権及び(又は)被選挙権について男子にはない資格制限を設けている国	3
表3. 地方選挙だけに婦人の選挙権、被選挙権を認めている国(1カ国)	4
表4. 婦人が参政権の一部をもつ国、もしくは全然もたない国	4
(a) 婦人が選挙権を有し、被選挙権を有しない国(1カ国)	
(b) 婦人が選挙権を有せず被選挙権のみ有する国(1カ国)	
(c) 婦人が選挙権、被選挙権ともに有しない国(10カ国)	
表5. 1945年(国連憲章署名の年)以後において、婦人に完全な、または制限付きの参政権を与える措置をとつた国(43カ国)	4
表6. 婦人に始めて国会選挙の選挙権が与えられた時期	7
表7. 現在婦人は男子と同等の選挙権を有するが、選挙権の与えられた当初には性別による制限のあつた国	11
表8. 婦人の政治的権利に関する条約に署名批准又は加入した国—1959年6月25日現在(48カ国)	18

表 1
婦人がすべての選挙に選挙権をもち
男子と平等の被選挙権を有する国
(76カ国)

アルバニア	フィンランド	ニュージーランド
アルゼンチン	フランス	ニカラガ
オーストラリア	ドイツ連邦共和国	ノールウェイ
オーストリア	ガナ	パキスタン d)
ベルギー	ギリシヤ	パナマ
ボリヴィア	ギニア	ペルー
ブラジル a)	ハイチ	フィリピン
ブルガリア	ホンジュラス	ポーランド
ビルマ	ハンガリー	ルーマニア
白ロシア・ソヴィエト 社会主義共和国	アイスランド	スベイン e)
カンボジア	インド	スウェーデン
カメルーン共和国	インドネシア	タイ f)
カナダ	アイルランド	トーゴ共和国
セイロン	イスラエル	チュニジア
チリ	イタリア	トルコ g)
中国	日本	ウタライナ・ソヴィエト 社会主義共和国
コロンビア	大韓民国	南アフリカ連邦
コスタ・リカ	ラオス	ソ連
キューバ	レバノン	英国
チエコスロヴァキア	リベリア	アメリカ合衆国
デンマーク	ルクセンブルグ	ウルガイ
ドミニカ共和国	マリ連邦	ヴェネズエラ
エクアドル b)	メキシコ	ヴェトナム
エルサルバドル	モロッコ	ユーゴスラヴィア
エチオピア c)	ネパール	
マラヤ連邦	オランダ	

- 註 a) すべての男子と、収入のある職業に従事する女子は、選挙する義務がある。
b) 男子は選挙する義務があり、女子は任意である。
c) エチオピア統治領の自治州エリトリアでは、国内問題に関しては立法行政司法権が認められており、1952年のエリトリア憲法第20条では、選挙権は男子のみに限られている。
d) 新憲法採択までの暫定期間、選挙権は民主主義基本令(1959年)によつて旧憲法の規定通りみとめられている。
e) 国会に対する総選挙はない。
f) 1932年12月10日のタイ国修正憲法は1958年10月20日廃棄され、選挙権は男女ともに一時停止となつている。
g) 1960年6月12日の暫定法1号第1条によれば、新憲法及び新選挙法が「可及的早期に」公布されることとなつている。

表 2
婦人の選挙権及び(又は)被選挙権について
男子にはない資格制限を設けている国
(3カ国)

- ガテマラ： 婦人は全選挙に投票することができ、被選挙権を有するが、読み書きのできるものに限る。この資格要件は男子には適用されない。
- ポルトガル： 婦人は教育資格制限つきで全選挙に選挙権、被選挙権を有する。この制限は男子には適用されない。但し男子と同じ納税資格を有し、且つ世帯主たる女子は、選挙権、被選挙権を有する。
- アラブ連合共和国
- エジプト地方： 本人が登録すれば男子と平等の資格で全選挙に選挙権をもつが、被選挙権については一定の資格制限がある。この制限は男子にはない。
- シリア地方： 教育資格制限つきで全選挙に選挙権を有する。この制限は男子にはない。被選挙権は婦人にはない。

表 3

地方選挙だけに婦人の選挙権、被選挙権を認めている国

(1カ国)

モナコ： 婦人は市町村選挙にのみ選挙権、被選挙権を有する。

表 4

婦人が参政権の一部をもつ国、もしくは、全然もたない国

(a) 婦人が選挙権を有し、被選挙権を有しない国

(1カ国)

サンマリノ

(b) 婦人が選挙権を有せず被選挙権のみ有する国

(1カ国)

スーダン

(c) 婦人が選挙権、被選挙権ともに有しない国

(10カ国)

アフガニスタン リビア
イラン リヒテンシュタイン スイス^{b)}
イラク パラグアイ イエメン^{a)}
ヨルダン サウジアラビア^{a)}

註 a) 男女ともに選挙権がない。

b) ヴォード、ニュージャテル、ジュネーヴ各州では、婦人は州議会選挙に選挙権、被選挙権を有し、州連邦議会の被選挙権を有する。そのほか連邦内のいくつかの自治体において婦人は選挙権、被選挙権を有する。

表 5

1945年(国際連合憲章署名の年)以後において、婦人に完全な、または制限付きの参政権を与える措置をとった国

(43カ国)

アルバニア	1946年の憲法
アルゼンチン	1947年の法令
ベルギー	1948年の法令
ボリヴィア	1945年の憲法(市町村選挙のみ) 1952年の大統領令によつて完全な権利を設定。
ブルガリア	1947年の憲法
ビルマ	1947年の憲法
カンボジア	1956年の憲法修正
カメルーン共和国	1960年3月4日の憲法
チリ	1949年の法令
中国	1947年の憲法
コロンビア	1954年8月25日の憲法修正
コスタリカ	1949年の憲法
エルサルバドル	1946年の選挙法 ^{a)}
エチオピア	1955年の憲法
マラヤ連邦	1957年8月23日の憲法
ガーナ	1957年2月22日の布告
ギリシヤ	1952年6月7日の法令(全総選挙) ^{b)}
ギニア	1958年11月10日の憲法
ハイチ	1950年の憲法(市町村選挙) 1957年1月25日の法令(全総選挙)
ホンジュラス	1955年1月24日の大統領令
インドネシア	1949年のインドネシア連邦共和国暫定憲法
イスラエル	1948年の選挙法
日本	1946年の憲法
大韓民国	1948年の法令
ラオス	1956年の改正憲法
レバノン	1950年8月10日の選挙法を修正した1952年11月4日の法令 ^{c)}

リベリア	1945年の憲法修正
マリ連邦	
セネガル共和国	1960年1月24日の憲法
スーダン共和国	1960年1月23日の憲法
メキシコ	1947年の憲法修正(市町村選挙のみ) 1953年の憲法修正(全総選挙)
モロッコ	1379年2月27日(1959年9月1日)の布告第1-59-161
ネパール	1951年3月30日の法令
ニカラガ	1955年4月20日の憲法修正
パナマ	1946年の憲法
ペルー	1955年8月18日の憲法修正
ルーマニア	1946年の選挙法
サンマリノ	1958年の選挙法
スーダン	1956年1月1日の暫定憲法
トーゴ共和国	1956年6月23日の法令
チュニジア	1957年3月14日の法令(市町村選挙) 1959年6月1日の憲法(国会選挙)
アラブ連合共和国 ^{d)}	
エジプト地方	1956年の憲法
シリア地方	1949年の法令
ヴェネズエラ	1947年の憲法
ヴェトナム	1956年の憲法
ユーゴスラヴィア	1946年の憲法

註 a) 男子にはない資格要件つき。婦人の完全な選挙権は1950年の憲法によつて与えられた。

b) 1925年にはじめて婦人に参政権が与えられたが、市町村選挙に限られていた。

c) 婦人の完全な選挙権は1953年2月18日の選挙法修正によつて与えられた。

d) 男子にはない資格要件つき。

表 6

婦人にはじめて国会選挙の選挙権が与えられた時期^{a)}

アルバニア	1946年	フランス	1944年 ^{e)}
アルゼンチン	1947年	ドイツ連邦共和国	1919年
オーストラリア	1902年	ガーナ	1957年 ^{f)}
オーストリア	1919年	ギリシャ	1952年
ベルギー	1921年	グアテマラ	1945年 ^{g)}
ボリヴィア	1952年	ギニア	1946年 ^{h)}
ブラジル	1932年 ^{b)}	ハイチ	1957年
ブルガリア	1947年	ホンジュラス	1955年
ビルマ	1935年 ^{c)}	ハンガリー	1920年
白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国	1917年	アイスランド	1915年
カンボジア	1956年	インド	1935年 ⁱ⁾
カメルーン共和国	1946年 ^{d)}	インドネシア	1949年
カナダ	1918年	アイルランド	1918年
セイロン	1931年	イスラエル	1948年
チリ	1949年	イタリア	1945年
中国	1947年	日本	1946年
コロンビア	1954年	大韓民国	1948年
コスタリカ	1949年	ラオス	1956年
キューバ	1934年	レバノン	1952年
チェコスロヴァキア	1919年	リベリア	1945年
デンマーク	1915年	ルクセンブルグ	1918年
ドミニカ共和国	1942年	マリ連邦	1946年 ^{j)}
エクアドル	1929年	メキシコ	1953年
エルサルバドル	1946年	ネパール	1951年
エチオピア	1955年	オランダ	1917年
マラヤ連邦	1957年	ニュージーランド	1893年
フィンランド	1906年	ニカラガ	1955年

ノールウエイ	1913年	トルコ	1934年
パキスタン	1935年 ^{k)}	ウクライナ・ソヴ イェト社会主義共 和	1917年
パナマ	1946年	南アフリカ連邦	1930年
ペルー	1955年	ソ連	1917年
フィリピン	1937年	アラブ連合共和国	
ポーランド	1919年	エジプト地方	1956年
ポルトガル	1945年 ^{l)}	シリア地方	1949年
ルーマニア	1946年	英 国	1918年
サンマリノ	1958年 ^{m)}	アメリカ合衆国	1920年 ^{o)}
スペイン	1931年	ウルグアイ	1932年
スウェーデン	1921年	ヴェネズエラ	1947年
タイ	1932年	ヴェトナム	1956年
トーゴ共和国	1946年 ⁿ⁾	ユーゴスラヴィア	1946年
チュニジア	1959年		

註 a) 与えられた権利がはじめ男子と平等でなかった国、又は市町村選挙権が先に与えられ後に全国選挙の選挙権が与えられた国に関する情報は第7表に収録。

- b) リオグランデ・ドノルテ州では1932年以前に婦人に投票権があつた。
- c) ビルマは1947年に独立、同年制定の憲法は男女平等の選挙権を規定しているが、すでに1935年のビルマ政府法により選挙権は男女平等であつた。但し、ある一部の婦人は1922年以来選挙権を有していた。
- d) もとフランス統治下の信託統治地域であつたカメルーン共和国では、"カメルーン議会設置に関する1946年10月25日法律第46-2376号"により、性別による差別のない制限つき選挙権が与えられていた。
- e) 1944年臨時政府令。のち1946年憲法および1958年憲法によつて確認。
- f) もと英国統治下の非自治領ゴールドコースト及び信託統治地域トーゴランドを含むガーナは1957年3月6日独立国となつた。1957年ガーナ(憲法)布告は男女平等の選挙権を定めたが、ゴールドコーストにおいてはすでに1950年の選挙(国会)法によつて選挙権は男女平等であつた。トーゴランドにおいては、1955年の英国信託統治トーゴランド(人民投票)総督令によつて、トーゴランドか、ゴールドコーストと合併すべきか否かを決定する国民投票を国連援助のもとに実施するにあ

たつて男女に平等の投票権がみとめられた。共和国憲法草案は男女平等の選挙権を確認している。

- g) 教育資格制限つきであり、この制限は男子にはない。
- h) ギニア(もと非自治領フランス領ギニア)においては"仏領西アフリカ議会設置に関する1956年10月25日法令第46-2375号"により、性別による差別のない制限つき選挙権が与えられていた。
- i) 1919年から1935年まで全インド諸州のうち7つの州では、州の法律によつて、ある一部婦人に選挙権が与えられていた。(当時のインドはインドとパキスタンを包含していたが、のち1947年2つの独立国に分割した。)1935年のインド政府法は選挙権を拡大した。現行のインド憲法では選挙権は男女平等となつている。
- j) セネガル及びスーダンのもと信託統治地域では、"仏領西アフリカ議会設置に関する1946年10月25日法令第46-2375号"によつて性別による差別のない制限選挙権がみとめられていた。セネガル及びスーダン地域は合併してマリ連邦となり、1960年6月20日に独立した。
- k) 1919年から1935年まで、インド諸州のうち7つの州では、州の法律によつて、ある一部婦人に選挙権が与えられていた。(インドは当時インドとパキスタンを包含し、のち1947年2つの独立国に分割した。)1935年のインド政府法は1947年のパキスタン(暫定憲法)布告により修正され、ある一部婦人に州選挙の選挙権をみとめた。1951年と1952年の法律によつて、州選挙における完全な選挙権および被選挙権が婦人に与えられた。1956年2月29日制定の憲法は男女平等の選挙権を確立した。これは1958年10月7日廃棄されたが、現在は新憲法採択までの暫定措置として民主主義基本法(1959年)により選挙権は旧憲法通りみとめられている。
- l) 特定の制限つきであり、この制限は男子には適用されない。(第2表参照)
- m) 1958年12月23日の選挙法によるが、1959年4月29日の法律によつて、1960年1月1日発効となつている。
- n) トーゴ共和国(もとフランス統治下の信託統治地域トーゴランド)では、"トーゴ議会設置に関する1946年10月25日法令第46-2378号"によつて性別による差別のない制限選挙権がみとめられていた。
- o) 1920年に採択された連邦憲法修正第19号によつて婦人は連邦並びに州の全選

挙における選挙権の平等を獲得した。すでに1920年以前においても州の法律によつて次の諸州の婦人は平等の選挙権を有していた。すなわち、アラスカ(当時准州)(1913年)、アリゾナ(1912年)、アーカンサス(1917年)、カリフォルニア(1911年)、コロラド(1894年)、アイダホ(1896年)、イリノイス(1913年)、カンサス(1912年)、マサチューセッツ(1918年)、ミシガン(1918年)、モンタナ(1914年)、ネブラスカ(1917年)、ネヴァダ(1914年)、ニューヨーク(1917年)、ノース・ダコタ(1917年)、オクラホマ(1918年)、オレゴン(1912年)、ロード・アイランド(1917年)、サウス・ダコタ(1918年)、テキサス(1918年)、ユタ(1895年)、ワシントン(1910年)、ワイオミング(准州として1869年、州として1890年)、の諸州である。

アメリカ合衆国統治下の、ないしは系列下のその他の諸地域では、婦人は男子と同等の選挙権をそれぞれ次の年に得た。(かつこ内は現行法典)

アメリカ領サモア—1948年(アメリカ領サモア法典79章)、ガム—1931年(ガム政府法典第2050章)、プエルトリコ—1929年(プエルトリコ憲法第2条)、太平洋信託統治—1948年(信託統治法典第7章)、ヴァージン・アイランド—1938年(改正基本法48、合衆国法典1952年版補遺V1542章)

表 7

現在婦人は男子と同等の選挙権を有するが、選挙権の与えられた当初には性別による制限のあつた国

アルゼンチン	サンタフェ州においてはじめて婦人に選挙権が与えられた。…………… 1921年 この権利は市町村選挙に限られ、且つ成年に達した婦人で、自己の財産管理を行なう自由を有するもの、あるいは自由業に従事する資格免状を有するものに限られた。 サンフアン州においてはじめて、州内の全選挙に投票する権利が婦人に与えられた。…………… 1927年 全選挙に男子と同等の選挙権が与えられた。…………… 1947年
オーストラリア	州選挙の選挙権が次の各州ではじめて婦人に与えられた。 南 オーストラリア …………… 1894年 西 オーストラリア …………… 1899年 ニューサウスウェイルズ …………… 1902年 タスマニア …………… 1903年 クイーンズランド …………… 1905年 ヴィクトリア …………… 1908年 共和国憲法により連邦選挙の選挙権が州選挙の投票権をもつものに対して与えられた。…………… 1900年 連邦選挙の普通選挙権がすべての州において与えられた。 1902年
ベルギー	婦人にはじめて選挙権が与えられた。…………… 1921年 この権利は市町村選挙に限られた。 B) 婦人に国会選挙の選挙権が男子と同等に与えられた。 …… 1948年
ポリヴィア	婦人にはじめて選挙権が与えられた。…………… 1945年

この権利は市町村選挙に限られた。

婦人に国会選挙の選挙権が男子と同等に与えられた。…… 1952年

カナダ アルバータ、マニトバ、サスカチエワンの各州で、はじめ
めて婦人に州選挙の選挙権が与えられた。…… 1916年
カナダ議会選挙の選挙権がはじめて婦人に与えられた。… 1917年
この権利は暫定的に、軍務に服務中の婦人および軍務に
服務中の男子と一定の親族関係にある婦人に限られた。
連邦選挙の選挙権がすべての州の婦人に与えられた。…… 1918年
州選挙の選挙権が以上のほか以下各州の婦人に与えられ
た。
ノヴァスコシア …………… 1918年
ニューブランズウィック及びオンタリオ …………… 1919年
ブリテイッシュ・コロンビア …………… 1920年
プリンス・エドワード・アイランド …………… 1922年
ニューファウンドランド^{b)} …………… 1925年
ケベック …………… 1940年

セイロン 婦人にはじめて選挙権が与えられた。…… 1931年
但し年令制限が男子より高かった。
年令制限が男女平等となつた。…… 1934年

チリ 婦人にはじめて選挙権が与えられた。…… 1931年
この選挙は市町村選挙に限られ、且つ年令は25才以上
で、読み書きができ、以下(1)、(2)のいずれかに該当する
ものに限られた。
(1) 市町村内に不動産を有しこれに対する税金を納めて
いるもの
(2) 市町村の認可をうけて専門的職業又は商工業活動に
独立に従事し、年間60ペソ以上の税金を納めているも

の。

市町村選挙に男子と同等の選挙権が与えられた。…… 1934年

国会選挙の選挙権が男子と同等に与えられた。…… 1949年

エルサルバドル 婦人にはじめて選挙権が与えられた。…… 1946年
この権利は全選挙に有効であるが、婦人には男子より高
い年令制限(男子18才に対し女子25才)と教育資格
制限(第3学年)が付けられた。
全選挙に男子と同等の資格で選挙する権利が与えられた。… 1950年

ギリシヤ 婦人にはじめて選挙権が与えられた。…… 1929年
この権利は市町村選挙に限られ、且つ婦人には男子より
高い年令制限(男子21才に対し女子30才)と男子に
はない読み書き能力の資格制限が付けられた。
婦人に市町村選挙の被選挙権が与えられ、選挙権年令が
25才に引下げられた。…… 1949年
全選挙に男子と平等の選挙権が与えられた。…… 1952年

ハイチ 婦人に選挙権が与えられた。…… 1950年
この権利は市町村選挙に限られた。
全選挙に男子と平等の選挙権が与えられた。…… 1957年

ハンガリー 婦人にはじめて選挙権が与えられた。…… 1920年
この権利はすべての選挙に有効であるが、男子より高い
年令制限があつた。(男子21才に対し女子24才)
選挙資格年令が男子25才女子30才に引上げられた。… 1925年
但し大学卒業者に限り24才を資格年令とした。
選挙権がさらに制限された。…… 1938年
その結果、婦人の選挙権は学歴年数6年以上の婦人で、
経済的に自立するもの又は有権者の妻または寡婦に限ら

	れた。また三人以上の生きている子供をもつ婦人で有権者の妻又は寡婦であるものは、読み書きができる場合にかぎり選挙権を認められた。中学校を卒業した婦人は26才で自動的に選挙権を得。婦人の大学卒業生及び専門的職業に従事する婦人は男子と同等の選挙権を認められた。 男子と平等の政治的権利が与えられた。…………… 1945年
アイスランド	選挙権がはじめて婦人に与えられた。…………… 1909年 この権利は市町村選挙に限られた。 国会選挙の選挙権が婦人に与えられた。…………… 1915年
アイルランド	選挙権がはじめて婦人に与えられた。…………… 1918年 当時アイルランドは英国の一部であり、婦人は男子より高い年齢制限をうけた。 男子と平等の選挙権が与えられた。…………… 1922年
メキシコ	次の諸州で婦人にはじめて選挙権が与えられた。 サンルイボトシ ^{a)} 及びユカタン…………… 1923年 シニアパス…………… 1926年 グワナホクト…………… 1936年 この州では婦人の選挙権は経済的に自立するもの、事業を営むもの、又は専門的職業を有するものに限られた。 ブエブラ…………… 1939年 男子と同等の資格で市町村選挙に選挙する権利が与えられた。…………… 1947年 全選挙に男子と同等の資格で選挙する権利が与えられた。… 1953年
ノールウェイ	はじめて婦人に選挙権が与えられた。…………… 1901年 この権利は市町村選挙に限られ、かつ農村においては300クラウン以上、都市においては400クラウン以

	上の所得税を納付する婦人、又は以上の所得税を納付する男子の妻に限られた。 国会選挙の選挙権が市町村選挙の選挙権を有する婦人に対して与えられた。…………… 1907年 男子と同等の市町村選挙権が与えられた。…………… 1910年 男子と同等の国会選挙権が与えられた。…………… 1913年
ベルギー	婦人に選挙権が与えられた。…………… 1933年 この権利は市町村選挙に限られた。 全選挙に男子と同等の資格で選挙する権利が与えられた。… 1955年
ルーマニア	婦人にはじめて選挙権が与えられた。…………… 1929年 この権利は市町村選挙に限られた。 全選挙に男子と同等の選挙権が与えられた。…………… 1946年
スウェーデン	婦人にはじめて選挙権が与えられた。…………… 1863年 この権利は市町村選挙に限られ、かつ一定額の税金を納付する未婚婦人に限られた。 市町村選挙権を既婚婦人にも認めた。資格制限は未婚者と同じ。…………… 1908年 市町村選挙権が男子と平等となった…………… 1918年 全選挙に男子と同等の選挙権が与えられた。…………… 1919年
チュニジア	男子と平等の市町村選挙権が与えられた。…………… 1957年 国会選挙に平等の選挙権が与えられた。…………… 1959年
トルコ	婦人にはじめて選挙権が与えられた。…………… 1930年 この権利は市町村選挙に限られた。 全選挙に選挙権が与えられた。…………… 1934年
英国	婦人にはじめて選挙権が与えられた。…………… 1918年

この権利はすべての選挙に有効であるが、婦人の年齢資格制限は男子より高かった。
男子と平等の政治的権利が与えられた。…………… 1928年

アメリカ合衆国 婦人にはじめて男子と平等の選挙権が与えられた。…… 1869年
この権利は当時准州であつたワイオーミングの婦人だけに有効であつた。准州の市民は地方選挙及び准州全土の選挙に選挙権を有するが、連邦（国会）選挙には選挙権を有しない。のちワイオーミングは州となり、ワイオーミングの市民は男女とも連邦選挙に選挙権を与えられた。…1890年

1920年連邦法上の措置（第6表註0参照）によりすべての州の婦人に平等の選挙権が与えられるに先だち、以上1州のほか次の21州及びアラスカにおいて平等の選挙権が与えられた。

コ ロ ラ ド	…………… 1894年
ユ タ	…………… 1895年
ア イ ダ ホ	…………… 1896年
ワ シ ン ト ン	…………… 1910年
カリフォルニア	…………… 1911年
ア リ ゾ ナ	…………… 1912年
カ ン サ ス	…………… 1912年
オ レ ゴ ン	…………… 1912年
ア ラ ス カ （当時准州）	…………… 1913年
イ リ ノ イ ス	…………… 1913年
モ ン タ ナ	…………… 1914年
ネ ヴ ア ダ	…………… 1914年
アーカンサス	…………… 1917年
ネ ブ ラ ス カ	…………… 1917年
ニ ユー ヨー ク	…………… 1917年

ノースダコタ	…………… 1917年
ロードアイランド	…………… 1917年
マサチューセツ	…………… 1918年
ミ シ ガ ン	…………… 1918年
オ ク ラ ホ マ	…………… 1918年
サウスダコタ	…………… 1918年
テ キ サ ス	…………… 1918年

註 a) 第1次大戦中戦死しあるいは敵に殺された軍人又は一般市民の寡婦又は寡婦である母親、及びこの戦争中愛国的な理由によつて投獄された婦人は、1921年以後国会選挙に選挙権を認められた。

b) ニューファウンドランドは1948年までは英国統治下の非自治領であつたが、同年カナダの1州となつた。それまでは婦人の選挙権は男子より高い年齢制限があつた。

c) サンプルボトシでは1926年に婦人の選挙権が廃止された。

表 8

“ 婦人の政治的権利に関する条約 ” に署名、批准又は加入した国

— 1959年6月25日現在 —

(48カ国)

国 名	署名年月日	批准書寄託年月日	加入書寄託年月日
アルバニア			1955年 5月12日
アルゼンチン	1953年 3月31日		
オーストリア	1959年10月19日		
ボリビア	1953年 4月 9日		
ブラジル	1953年 5月20日		
ブルガリア			1954年 3月17日
ビルマ	1954年 9月14日		
白ロシアソヴェト 社会主義共和国	1953年 3月31日	1954年 8月11日	
カナダ			1957年 1月31日
チリ	1953年 3月31日		
中国	1953年 6月 9日	1953年12月21日	
コスタリカ	1953年 3月31日		
キューバ	1953年 3月31日	1954年 4月 8日	
チェコスロヴァキア	1953年 3月31日	1955年 4月 6日	
デンマーク	1953年10月29日	1954年 7月 7日	
ドミニカ共和国	1953年 3月31日	1953年12月11日	
エクアドル	1953年 3月31日	1954年 4月23日	
エルサルバドル	1953年 6月24日		
エチオピア	1953年 3月31日		
フィンランド			1958年10月 6日
フランス	1953年 3月31日	1957年 4月22日	
ギリシャ	1953年 4月 1日	1953年12月29日	
グアテマラ	1953年 3月31日	1959年10月 7日	
ハイチ	1957年 7月23日	1958年 2月12日	

国 名	署名年月日	批准書寄託年月日	加入書寄託年月日
ハンガリー	1954年 9月 2日	1955年 1月20日	
アイスランド	1953年11月25日	1954年 6月30日	
インド	1953年 4月29日		
インドネシア	1953年 3月31日	1958年12月16日	
イスラエル	1953年 4月14日	1954年 7月 6日	
日本	1955年 4月 1日	1955年 7月13日	
大韓民国			1959年 6月23日
レバノン	1954年 2月24日	1956年 6月 5日	
リベリア	1953年12月 9日		
メキシコ	1953年 3月31日		
ニカラガ			1957年 1月17日
ノールウェイ	1953年11月18日	1956年 8月24日	
パキスタン	1954年 5月18日	1954年12月 7日	
パラグアイ	1953年11月16日		
フィリピン	1953年10月23日	1957年10月12日	
ポーランド	1953年 3月31日	1954年 8月11日	
ルーマニア	1954年 4月27日	1954年 8月 6日	
スウェーデン	1953年10月 6日	1954年 3月31日	
タイ	1954年 3月 5日	1954年11月30日	
トルコ	1954年 1月12日	1960年 1月26日	
ウクライナ・ソヴェ ト社会主義共和国	1953年 3月31日	1954年11月15日	
ソ連	1953年 3月31日	1954年 5月 3日	
ウルグアイ	1953年 5月26日		
ユーゴスラヴィア	1953年 3月31日	1954年 6月23日	

世界における婦人の政治的権利

昭和36年9月発行

発行者 労働省婦人少年局

印刷所 東京都港区芝三田四国町
2ノ17号

桜井広済堂

電話 (451) 8301～5